令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大崎町役場

１．全職員に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 職員区分 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| 任期の定めのない常勤職員 | ８９．４％ |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | ６９．１％ |
| 全職員 | ５１．９％ |

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

|  |  |
| --- | --- |
| 役職段階 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| 課長相当職 | ―％ |
| 課長補佐相当職 | ―％ |
| 係長相当職 | １００．２％ |

（２）勤続年数別

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| ３６年以上 | １０５．５％ |
| ３１～３５年 | ８１．４％ |
| ２６年～３０年 | ８９．５％ |
| ２１年～２５年 | ８６．７％ |
| １６年～２０年 | １０８．９％ |
| １１年～１５年 | １０３．２％ |
| ６年～１０年 | ９８．１％ |
| １年～５年 | ９０．１％ |

【説明欄】

|  |
| --- |
| （１）役職段階別の課長、課長補佐相当職の（－％）ついては女性職員なしの為、差異なし  （２）勤続年数別の１年～５年の男女の給与の差異については指導主事の給与も含む  （３）勤続年数別の２１年～２５年の男女の給与の差異については技能労務職の給与も含む  （４）勤続年数別の２６年～３０年の男女の給与の差異については技能労務職の給与も含む  （５）勤続年数別の３１年～３５年の男女の給与の差異については技能労務職の給与も含む  （６）勤続年数別の３６年以上の男女の給与の差異については技能労務職の給与も含む |

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※データの基準日：令和５年３月３１日